

町内保育所で梅仕事！

令和3年度食育事業として、神崎・米沢保育所にて初めての「梅干しづくり」を開催しました。梅干しを食べたことがないという園児が多い中、梅酢や梅干しの試食、「うめはかせ」による梅の話などを聞いた後、洗った梅のへたをとり、水気をふき取り「おいしくな一れ」と声をかけながら一粒ずつ丁寧に仕込みました。7月の夏土用には、天日に干して完成となります。

その時しかない旬の梅を使い、日本の伝統食である「梅干しづくり」を行うことで、食や地域の食材に興味をもってもらえたら良いと思います。

梅を提供してくださった地域の皆様、ご協力ありがとうございました。

※一瓶あたりの分量 梅1500g 塩270g（塩分18%）



ちは障害者等用駐車区画利用証制度がスタートします

公共施設や商業施設などに設置されている「障害者等用駐車区画」の適正利用を図り、障害者、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方が同区画を利用しやすくなるよう、県や市町村が利用証を交付する制度が、7月からスタートします。

利用証制度についての関心のある方は、下記までお問い合わせください。

●利用対象者

日常生活において、障害等を理由に歩行が困難であると認められる方。

例：障害者、高齢者、難病患者、妊産婦、けが人
※具体的な基準については、お問合せください。

●利用可能な駐車区画

公共施設や商業施設（ショッピングセンター等）に設置されている障害者等用駐車区画での利用が可能です。



●利用証の掲示について

障害者等用駐車区画に駐車するときは、ルームミラーに利用証を掛けるなど、外から見えるように掲示してください。



●利用証の交付について

県（郵送のみ）及び最寄りの市町村（窓口）にて、交付します。申請の際は、申請書とともに、障害者手帳などの確認書類の提示が必要です。



▶ 問合せ 県健康福祉指導課 ☎ 043-223-3924、

神崎町保健福祉課 ☎ 1603

